

景観配慮協議結果通知書

鎌倉景第1224-1号
令和4年（2022年）11月14日

社会福祉法人伸こう福祉会
理事長 高田 益江 様

鎌倉市長 松尾 崇



次のとおり通知します。

景観協議番号	第 4-24 号
土地利用類型 の 名 称	公共公益施設地
景観地区	<input type="checkbox"/> 内 () <input checked="" type="checkbox"/> 外
行為の場所 (地名地番)	鎌倉市腰越五丁目600番1、同番4
行為の 種類	建築物 <input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転
	開 発 <input type="checkbox"/> 土地の区画の変更 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更
特定地区	<input type="checkbox"/> 内 (<input type="checkbox"/> 由比ガ浜 <input type="checkbox"/> 由比ガ浜中央 <input type="checkbox"/> 鎌倉芸術館周辺地区) <input checked="" type="checkbox"/> 外
協議事項	<p><地区の特性・課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープンスペースや敷地内の緑、規模の大きな建築物等により、周辺の景観を印象づける重要な役割を持っている敷地である。 ・敷地内は緑が豊富であっても、塀などの設置により閉鎖的な施設も多く存在している。 ・地域に残る緑地は、オープンスペースとして将来的に維持・保全が求められている。 <p><景観形成基準に係る協議内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の屋根、外壁は基準内の色彩となっている。 ・建築設備は、通りから目立たない位置に配置されている。 <p>以上のことから、当該景観配慮協議対象行為は鎌倉市景観計画を理解した上で計画されているものである。</p>
備 考	